

## 地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の 推進を求める意見書

循環型社会形成推進基本法は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」の形成に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために平成12年に制定された。我が国では本法律に基づいて、循環型社会の形成に関する施策の推進に20年以上取り組んできた。

我が国が循環型社会の形成を通じて目指すべき社会は、「環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会」であり、地域におけるサーキュラーエコノミー（循環経済）の推進は、循環型社会を形成する上で重要なツールであるとともに地方創生・地域活性化の実現に大きく貢献しうるものである。

以上の観点から政府に対して、地方創生に貢献するサーキュラーエコノミーの一層の推進のために下記の事項についての特段の取組を求める。

### 記

- 一、地域経済の活性化を図るためプラスチック・金属資源・生ごみ・下水汚泥・紙おむつ等の地域の循環資源や木質バイオマス等の再生可能資源の活用など地方自治体と民間企業の連携による資源循環モデルの創出への支援を強化すること。
- 一、地域における廃棄物処理の広域化・廃棄物処理施設の集約化・エネルギー回収の高度化等を推進し、自治体と住民・民間企業等の協働により地域に適したごみ処理方式や分別区分の選定等による脱炭素かつ持続可能な適正処理に資する資源循環の体制強化に対する支援を拡充すること。
- 一、製品の長期メンテナンスやリユース製品の積極的な利用といったライフスタイルに係る地域住民・消費者の意識変革や行動変容を促す新たなサービスの創出等の自治体と民間団体の連携によるリユース製品の循環環境の整備を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月25日

寝屋川市議会

（提出先）内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、環境大臣、総務大臣

## 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

食料品など生活必需品の値上がりが続くなか、消費者だけでなく、価格転嫁ができずに苦しむ中小零細企業の経営にも深刻な打撃を与えている。物価の高騰は所得の低い人ほど影響が大きく、パートや契約、アルバイトなどの非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻となっている。また、東北・中国・四国・九州など最低賃金が低い地域ほど、中小零細企業の経済的ダメージはより深刻となっている。

この難局を乗り越えるには、GDP の6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠であり、最低賃金引き上げと地域間格差を無くすことがこれまで以上に重要になっている。

令和3年の「最低生計費試算調査」では、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められない。若者1人が自立して生活する上で必要な最低生計費は全国どこでも月25万円（税込）との結果である。

令和5年10月改定の地域別最低賃金は、大阪府では1,064円で毎日8時間働いても年収約200万円であり、「健康で文化的な生活」を確保することはできない。最高の東京で時給1,113円、最も低い県では893円で、時給で220円もの格差がある。

財政出動を行い、最低賃金の引き上げと経営が継続できる中小企業支援策を強化・拡充する必要がある。

以上の趣旨より、政府に対して、下記項目の早期実現を求める。

### 記

- 一、労働者の生活を支えるため、最低賃金を引き上げること。
- 一、最低賃金の引き上げと経営継続のため、中小企業への支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月25日

寝屋川市議会

(提出先) 内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣